

前橋市使用水量認定取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、前橋市水道事業給水条例（平成5年前橋市条例第19号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づく使用水量の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用期間 条例第27条に規定する定例日の翌日から次の定例日までの期間をいう。
- (2) 認定水量 条例第28条の規定により公営企業管理者（以下「管理者」という。）が認定した使用水量をいう。
- (3) 認定対象期間 次に定める認定水量を適用する使用期間をいう
 - ア 次条第1号から第4号まで及び第6号の規定に該当する場合は、当該各号に定める要因が解消するまでの使用期間
 - イ 次条第5号の規定に該当する場合は、漏水発見から修理完了までの期間に係る1使用期間
- (4) 基礎水量 前橋市水道事業給水条例施行規程（平成5年前橋市水道局管理規程第7号）第26条の規定に基づく認定の基礎とすべき水量又は同条の規定に基づき次のいずれかの方法により、管理者が認める水量をいう。
 - ア 認定対象期間の前2か月の使用水量が漏水等の影響を受けていると推測される等の理由により、前2か月の使用水量を認定の基礎とすることができない場合又は前年同期における使用水量を認定の基礎とすることができない場合にあつては、漏水の影響を受けていない直近の使用期間に係る使用水量
 - イ アによることが適当でない場合又は、新規に水道の使用を開始した場合は、認定事由が解消した日の、翌日以降で、認定事由に起因する異常な水量の影響を受けていないこととなる直近の使用期間に係る使用水量
 - ウ ア及びイのいずれの方法によっても基礎水量を定めることが困難な場合、管理者が認めた方法により算定する。
- (5) 漏水量 検針水量から基礎水量を減じた水量をいう。

(認定対象)

第3条 管理者は、水道使用者等が条例第21条の規定を遵守していたと認められる場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定することができる。

- (1) 破損又は故障等により水道メーター（以下「メーター」という。）の指針が不動、進行不順その他正常に動かなくなったとき
- (2) メーターの指針破損、ガラス破損、水滴等ガラスの曇り等によりメーター指針が読み取れないとき
- (3) メーターが土砂、汚水等で埋没し、検針できないとき

- (4) メーターボックス周辺に障害物等があり、検針できないとき
- (5) メーター以降の給水装置の損傷又は故障に起因して漏水があったとき
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に管理者が認定の必要を認めた場合
(認定水量の算定)

第4条 認定水量は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により算定するものとする。

- (1) 前条第1号から第4号まで及び第6号に該当するとき 基礎水量を認定水量とする。
- (2) 前条第5号に該当するとき 以下の算式により算定した水量を認定水量とする。

$$\text{検針水量} - (\text{漏水量} \times 1 / 2) = \text{認定水量}$$

- (3) 前号の規定にかかわらず、条例第25条に規定する一般用の用途に供する専用給水装置のうち、口径25ミリメートル以下のものに係る漏水について、次の各号に掲げる区分に該当する場合は、当該区分に定める水量を認定水量とする。

ア その漏水量が基礎水量の3倍を超えたときは、基礎水量の3倍を認定水量の限度とする。

イ 基礎水量が1か月当たり8立方メートルより少ない場合は、1か月当たり24立方メートルを限度とする。

- 2 算定する水量に1立方メートル未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(汚水排出量の認定)

第5条 水道水を公共下水道、農業集落排水処理施設及び地域し尿処理施設に排出する水道使用者等に対し、第3条第5号に規定する使用水量の認定を行った場合の汚水排出量の認定水量は、検針水量から漏水量の全量を減じた水量とする。ただし、次条の規定により、第3条第5号の規定による認定を行わない場合にあつては、漏水量の全量が下水道管に流入してないと確認できるときに限り、汚水排出量のみ認定を行うものとし、その認定水量は、検針水量から漏水量の全量を減じた水量とする。

(適用除外)

第6条 第3条第5号の規定に該当する漏水があつた場合であっても、次のいずれかに該当するときは、同号の規定による使用水量の認定は行わない。

- (1) 水道使用者等が漏水の事実を知らず修繕工事を怠つた場合
- (2) 認定決定後1年以内に同一箇所から漏水があつた場合
- (3) 指定給水装置工事事業者（条例第7条に規定する指定給水装置工事事業者をいう。第6号において同じ。）以外の者が漏水等の修繕を行った場合
- (4) 蛇口、トイレ、給湯器等からの漏水その他の漏水箇所を目視により確認できる漏水の場合
- (5) 受水槽本体の破損、ボールタップ・電解弁ポンプ等の制御不良によるオーバーフロー並びにクーリングタワー、ボイラーその他受水槽以降の給水装置設備の故障による漏水の場合
- (6) 修繕が完了していない場合（修繕後メーターの指針が停止したことを指定給水装置工事事業者が確認していない場合を含む。）
- (7) 認定対象期間以前の水道料金、下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料及び地

域し尿処理施設使用料が完納されていない場合

(8) 水道使用者等による申請が次条第2項に規定する申請期限を超過している場合

(9) 前各号に掲げるもののほか、水道使用者等の管理上の責めに帰す場合

(認定の申請)

第7条 第3条第5号の規定により使用水量の認定を受けようとする水道使用者等は、水道使用水量認定申請書(様式第1号)に修繕前及び修繕後の写真を添付して、速やかに管理者へ提出するものとする。ただし、写真を添付することができない理由につき、やむを得ない事情があると管理者が認めるものについては、この限りでない。

2 前項に規定する申請の期限は、漏水修繕が完了した日の翌日から起算して60日以内とする。ただし、期限内に申請することができない理由につき、やむを得ない事情があると管理者が認めるものについては、この限りでない。

3 申請書の内容に疑義が生じた場合は、管理者は申請者に対し、必要な質問をし、又は修繕工事に係る請求書の写し若しくは領収書の写しその他必要な書類の提出を求めることができる。

4 申請書の内容に不足又は不備があり、書類の再提出を依頼した日から14日経過しても書類の提出がない場合は、申請を拒否するものとする。

(認定の通知)

第8条 管理者は、前条第1項に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、認定の決定をしたときは使用水量等決定通知書(様式第2号)により、認定拒否の決定をしたときは使用水量認定申請拒否決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第9条 管理者は、使用水量の認定の決定を受けた者が、不正行為をしていたと認められる場合は、その決定を取り消し、減額分の料金等を請求するものとする。

附 則

この基準は、平成13年3月1日から施行する。

この基準は、平成20年8月1日から施行する。

この基準は、平成22年7月1日から施行する。

この基準は、平成23年12月1日から施行する。

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。

2 この基準の施行の際現に改正前の前橋市使用水量認定取扱基準の規定によりなされている申請その他手続きは、なお従前の例による。

3 この基準の施行の際現に改正前の前橋市使用水量認定取扱基準の規定により調製された様式は、残存するものに限り、当分の間適宜補正して使用することができる。